

審 査 基 準 整 理 票

処分名	指定介護老人福祉施設の指定		
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項） 第86条	
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項） 第86条	
	指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）		
	指定介護老人福祉施設の事業の人員及び運営に関する基準について（平成12年老企第43号）		
	大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日条例第12号）		
	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年3月17日規則第26号）		
所管部署	健康福祉部（局） 福祉指導監査課（室）		
標準処理期間	6 0 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 参 考 [根拠法令] 介護保険法 (指定介護老人福祉施設の指定) 第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則 (指定等の申請) 第 4 条 法第70条第1項、第86条第1項及び第115条の2第1項の規定による指定の申請並びに法第94条第1項及び第107条第1項の規定による許可の申請は指定・許可申請書(様式第2号)により、第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による指定の申請は指定申請書(様式第2号の2)により、それぞれ行うものとする。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。